7 建築基準法施行令第129条の2の5 (抄)

第5章の4 建築設備等

(昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号) 最終改正:平成 17 年 11 月 7 日政令第 334 号

(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

- 第129条の2の5 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。
 - 1. コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
 - 2. 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
 - 3. 第 129 条の3第1項第1号又は第3号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機のかご(人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。
 - 4. 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
 - 5. 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。
 - 6. 地階を除く階数が3以上である建築物、地階に居室を有する建集物又は延べ面積が3000平方メを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの(屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。)は、不燃材料で造ること。
 - 7. 給水管、配電管その他の管が、第 112 条第 15 項の準耐火構造の防火区画、第 113 条第 1 項の防火壁、第 114 条第 1 項の界壁、同条第 2 項の間仕切壁又は同条第 3 項若しくは第 4 項の隔壁(以下この号において「防火区画等」という。)を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとすること。ただし、第 115 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。
 - イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に1メート ル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
 - ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣 が定める数値未満であること。
 - ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間 (第 112 条第 1 項から第 4 項まで、同条第 5 項 (同条第 6 項の規定により床面積の合計 200 平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第 7 項の規定により床面積の合計 500 平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。)、同条第 8 項(同条第 6 項の規定により床面積の合計 200 平方 Vメートル以内ごとに区画する場合又は同条第 7 項の規定により床面積の合計 500 平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。) 若しくは同条第 13 項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第 113 条第 1 項の防火壁にあっては 1 時間、第 114 条第 1 項の界壁、同条第 2 項の間仕

切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁にあっては45分間)防火区画等の加熱側の反対側に 火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたも のであること。

8. 3階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。

《改正》平 12 政 211

【告】

【告】

《改正》平 12 政 312

《改正》平 17 政 192

- 2 建築物に設ける飲料水の配管設備(水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。
 - 1. 飲料水の配管設備(これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第3号までにおいて同じ。)とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。
 - 2. 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあっては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。
 - 3. 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
 - イ 当該配管設備から漏水しないものであること。
 - ロ 当該配管設備から溶出する物質によって汚染されないものであること。
 - 4. 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。
 - 5. 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあっては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。
 - 6. 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造 方法を用いるものであること。

《改正》平12政211

【告】

《改正》平12政312

- 3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第1項の規定によるほか、次に定めると ころによらなければならない。
 - 1. 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。
 - 2. 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。
 - 3. 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。
 - 4. 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。
 - 5. 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。